

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨

近江八幡市では、これまで「人権擁護都市宣言」や「近江八幡市人権擁護に関する条例」の趣旨を具体化するべく、2012（平成24）年に「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定し、人権教育や人権啓発等の推進体制や各分野での取り組みの方向性を示し、人権擁護に関する各種の施策を実施してきました。しかし、同和問題（部落差別）、男女共同参画、障がい者、高齢者、外国人等に関する人権問題は未だ根強く存在しています。また、インターネットやSNSを利用した差別発言や誹謗中傷、2020（令和2）年1月からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者やその家族等への差別問題やワクチン接種をめぐる差別問題、性的指向・性自認に関する偏見、差別など、新しい問題が発生、顕在化するなど、人権教育や啓発などの人権施策の必要性はますます高まっているといえます。

2019（平成31）年3月に策定した「近江八幡市第1次総合計画」では目標のひとつとして「一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります」を掲げ、人権施策によるめざす姿を「市民一人ひとりが当事者意識を持って人権尊重の重要性を正しく理解するとともに、異なる文化を理解し、お互いの尊厳や権利を尊重しあえる社会に向かっていきます」としています。

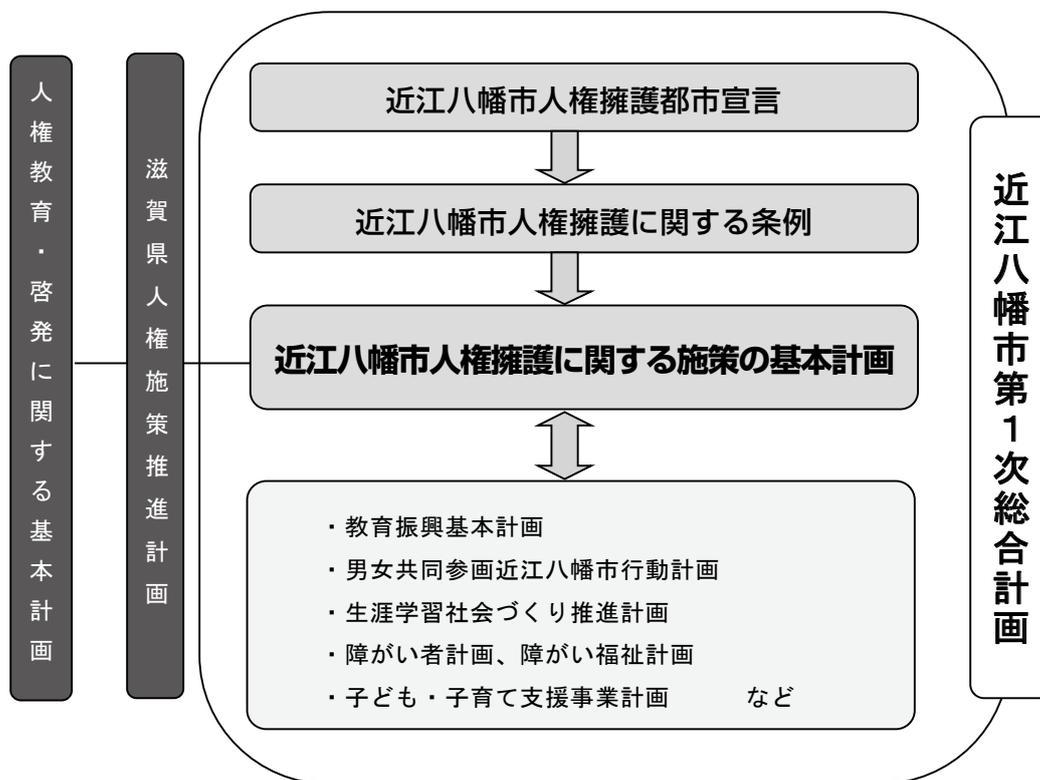
根強く残る差別や、新たに起こる人権問題を解決し、全ての市民が人権侵害を受けることなく、自分らしさを発揮しながら、いきいきと暮らしていけるまちとなるよう、第1次総合計画のめざす姿を実現するべく、これまでの施策を改めて検証し、新たな課題等に対応するための施策の方向性を明確にするため、新たな「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、2019（平成31）年に策定された「近江八幡市第1次総合計画」が掲げる将来のまちの姿「人がつながり未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」」をめざした基本目標のひとつである「一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります」の人権に関わる施策を体系化したものです。

また本計画は、「近江八幡市人権擁護に関する条例」に基づき、本市における人権施策の展開にあたって基本的方向を示すとともに、個別の人権課題の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に人権施策を推進するための基本計画となるものです。また、今後策定される各種部門計画との整合性を図るものとします。

### ■計画の位置づけ



## 3 計画の期間

この基本計画の推進期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5か年を計画期間とし、国・県の動向、社会経済情勢の変化、市の上位計画の策定等を踏まえて見直しを行うものとします。

## 4

## 基本理念

## (1) 国際的な視点に立った人権意識の形成

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現が求められています。また2015（平成27）年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、全世界で取り組むべき17の目標が掲げられました。その中には「ジェンダー\*6 平等を実現しよう」や「人や国の不平等をなくそう」など人権に関わる目標もあり、世界各国にその達成が求められています。

さらに近年、様々な分野で国境を超えた交流が一層活発になることが予想される中、ジェンダーギャップ\*7をはじめ、様々な人権課題について国際的視野をもった市民意識を醸成するとともに、互いの文化や慣習などの違いを認め合うための人権教育の充実が必要です。多様性や互いの価値観を容認し、人権を尊重する意識・感覚をより一層深め、国際的視野に立った互いの人権・個性を尊重する人権意識の高揚に努めることが必要です。



## ①人権擁護の推進

人権教育は、市民一人ひとりに人権尊重の精神を育むことを目的としています。人権教育・啓発推進法において、「人権教育とは人権尊重の精神の<sup>かんよう</sup>涵養を目的とする教育活動を

\*6 ジェンダー：生物学的性別（セックス／sex）に対して、慣習や風習の中で、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」などの社会的性別のこと

\*7 ジェンダーギャップ：男女の違いにより生じる様々な格差のこと

意味し、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨とする（同法第2条・第3条）。」と述べられています。そのために人権教育は、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、生涯学習の視点にたつて、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育、家庭教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図って実施していくことが必要です。

## **②多様性の尊重と多文化共生のまちづくりの推進**

それぞれの個性、特性、価値観を認め、尊重し合うことは、人権尊重の基本といえます。男女、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人、様々な性自認や性的指向など、人々が互いの違いを偏見なく正しく理解し、その多様性を認め合い、尊重することが、あらゆる人権課題を解決するうえで必要です。

また、外国籍の市民が増えていくなか、国籍や民族、宗教などの異なる人々が言語や文化、生活習慣の違いを認め尊重し合いながら同じ地域の一員として心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくりに向けて、市民、事業者、団体等と協働して、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の形成が必要です。

## **③人権意識の形成とその普及啓発**

人権意識の形成と普及啓発を実効あるものとするために、人権の歴史や差別的な行為に至った背景及び社会的構造の認識にとどまらず、他者の痛みを感じ取る力を養うことができるように、当事者を含めた市民や関係団体等と一体になった啓発活動が大切です。

市民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、それらの認識が日常生活の中で、その行動面等において確実に根付くようにするために、人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動を、総合的かつ効果的に行うことが必要です。

## (2) あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するために、まず自分自身が人としての尊厳と、人として当然に持っている権利について認識し、理解することが、他の人々の人権を考える上でも重要です。

しかしながら、社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、様々な人権侵害が起きている現状があります。すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

あらゆる差別をなくし、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成が必要です。

### ①人権擁護の推進

人権擁護を推進していく上で、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落の人々、外国人住民、アイヌの人々、患者等をめぐる様々な人権問題が重要課題となっています。また、近年、性的指向・性自認に関する人権問題、インターネット上での書き込み等による人権侵害、ホームレスをめぐる人権問題、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害、人身取引等の新たな人権課題も生じています。このような人権をとりまく情勢を踏まえ、各人権課題の解決に向けた取り組みが必要です。

また、問題が解決され、被害者が自立して社会生活を営むことができるように環境を整備するなど、自立支援を強化していくことが求められています。そのために、関係団体、関係機関との連携、協働による人権擁護体制の充実が必要です。

### ②同和問題（部落差別）に関する今後の方向性

2002（平成14）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効により、地域改善対策特定事業としての取り組みは終了しました。同事業により、住環境等ハード面での改善は進みましたが、人々の差別意識は根強く残っています。2016（平成28）年に施行された「部落差別解消推進法」は、今も部落差別が存在することを国も認めたとうえで、この差別が憲法上許されないものであり、いまだ大きな課題として、解消に向けた教育と啓発の必要性を明記しています。今後もこの法律の趣旨に則り、同和問題（部落差別）を重要な人権問題の一つとしてとらえ、これまでの取り組みの成果を踏まえつつ、国、県をはじめ関係機関・団体との連携・協力のもと、人権意識の普及・高揚に向けた教育・啓発を積極的に推進し、差別意識の解消に向けた取り組みが必要です。

### **③人権施策の推進体制の充実**

学識者、関係団体等により「近江八幡市人権擁護審議会」を設置し、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討協議を行い、今後も、近江八幡市の人権施策の推進に向け意見を求めています。

また、人権施策を総合的に推進するためには、各部局間の調整が必要であり、全庁的推進組織として「近江八幡市人権擁護推進本部」を設置しています。今後さらに、その機能を充実させ、各部局間の連携・調整を迅速、円滑に行い、体制の充実を図るとともに、人権施策をより一層効果的に推進することが必要です。